

○四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例

平成11年3月30日

条例第4号

改正 平成16年7月5日条例第16号

(題名改称)

平成20年9月29日条例第30号

平成21年6月29日条例第15号

平成24年12月25日条例第43号

平成26年3月31日条例第10号

平成27年3月30日条例第19号

四街道市母子家庭等の医療費等の助成条例（昭和55年条例第40号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(平16条例16・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童

ア 現に婚姻をしている状況にない者

- イ 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者
- ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあっては、3月）以上明らかでない者
- エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
- オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者
- カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- キ その他アからカまでに準ずる者として市長が認める者

(2) 児童の父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で前号アからキまでのいずれかに該当する祖父母その他の養育者が養育するときの養育者及びその児童

(3) 児童の父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で祖父母その他の監護者が監護するときの児童

4 この条例において「養育者」とは、父母がないか又は父母が監護しない児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。

（平16条例16・平20条例30・平21条例15・平24条例43・平26条例10・平27条例19・一部改正）

（受給資格者）

第3条 医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の父母等であって、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は次に掲げる法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(3) 児童福祉法第7条第1項に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設（通所により利用する施設を除く。）に措置によって入所している児童及び入所児童を除くひとり親家庭の父母等

(4) 国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、当該施設に児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している児童（以下「利用契約入所児童」という。）がいる場合は、当該利用契約入所児童を除く。）に入所している児童及び入所児童を除くひとり親家庭の父母等

(5) 利用契約入所児童の父又は母

(6) 利用契約入所児童に父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合の祖父母その他の養育者

（平16条例16・平20条例30・平21条例15・平24条例43・平27条例19・一部改正）

（支給の制限）

第4条 医療費等助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。ただし、災害により損害を受けた者があるときは、規則で定めるところによる。

(1) ひとり親家庭の父母等の診療を受けた年の前年の所得（1月から7月に診療を受けた分については、前々年の所得。以下同じ。）が、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又は養育者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの診療を受けた年の前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(平16条例16・平20条例30・平24条例43・一部改正)

(助成の範囲)

第5条 助成の範囲は、市長が受給資格者の国民健康保険法又は社会保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された費用から次に掲げるものを控除した医療費助成金とする。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する附加給付額
- (3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額
- (5) 規則で定める受給資格者一部負担額

2 市長は、受給資格者が保険医療機関又は保険薬局（以下「病院等」という。）で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、当該費用を医療費等助成金として支給する。ただし、診療・調剤報酬明細書1件につき規則で定める額を上限とする。

3 医療費等助成金は、受給資格者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、支給しない。

(平16条例16・平20条例30・一部改正)

(助成の申請及び決定)

第6条 医療費等助成金を受けようとする者は、病院等から医療費等の給付にかかった証明を受け、市長に申請しなければならない。ただし、病院等が発行した領収書により当該医療費等の給付内容が確認できる場合は、当該証明は要しないものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項の申請をしようとする者は、診療を受ける前にあらかじめ受給資格者の認定を規則で定めるところにより受けなければならない。

(平26条例10・一部改正)

(届出義務)

第7条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところによりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所が変更したとき。

- (2) 国民健康保険法又は社会保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 第3条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。
- (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

(平16条例16・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費等助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四街道市母子家庭・父子家庭等医療費等助成条例の規定は、平成10年7月1日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の規定は、平成16年8月1日以後に受けた診療に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた診療に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平

成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の規定は、平成20年10月1日以後に受けた診療に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた診療に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第3項の規定は、平成24年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の規定は、平成24年8月1日以後に受けた診療に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた診療に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。